

事務連絡
令和2年5月1日

各社会福祉施設・事業所管理者様

愛媛県保健福祉部長

社会福祉施設（入所施設・居住系サービス）において新型コロナウイルス感染者が発生した場合のサービス提供継続体制の維持に係る留意点等について

各施設に置かれましては、新型コロナウイルスの感染防止対策等にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、社会福祉施設（入所施設・居住系サービス）（以下、入所系施設という）において新型コロナウイルス感染者が発生した場合、保健所の指示により、入院等の感染者への対応や消毒等の感染拡大防止を行うと同時に、感染者以外の利用者（濃厚接触者となった利用者も含む）に対して、サービス提供を継続することが求められます。

今般、県内外の入所系施設における集団感染の発生を受け、入所系施設において感染者が発生した場合にサービスの提供を維持するために、様々な課題が生じることが、改めて浮き彫りになりました。

つきましては、感染者が発生した入所系施設において、サービス提供継続体制を維持するに当たっての課題や対応策、事前の準備等について、別紙のとおり取りまとめましたので、御参照の上、御活用くださいますようお願いいたします。

なお、本通知は現時点での留意点を取りまとめたものであり、今後随時内容を更新していきます。

【担当課】

（救護施設関係）

保健福祉課生活保護係 Tel：089-912-2385

（児童養護施設等関係）

子育て支援課児童・婦人施設係 Tel：089-912-2414

（障がい福祉施設関係）

障がい福祉課障がい支援係 Tel：089-912-2424

（高齢者福祉施設関係）

長寿介護課介護事業者係 Tel：089-912-2432

(別紙)

I 感染者等が発生した場合のサービスの継続

1 職員の確保

職員が感染した場合は入院等となりますが、濃厚接触者となった場合でも2週間の健康観察期間中は自宅待機となるため、代替職員の確保が不可欠です。

松山市のサ高住の事例では、職員全員が濃厚接触者となり、全国の系列事業所から応援職員を確保しましたが、サービスの継続に大変苦慮したと聞いております。引継する時間もなく、即時に代替職員による運用に切り替えることは非常に困難です。

- ① 原則として、同一法人内で応援職員を確保
 - ※併設する通所系サービスの縮小等により人員を確保
 - (法人内で応援職員を確保できない場合は、②以下も検討)
- ② 法人のOB職員へも協力依頼
- ③ 事業所間連携により応援職員を確保
 - ※平時から管理者等の連携体制の強化
 - ※事業所間の相互応援協定の締結
- ④ 同業種団体に対し、③の応援職員派遣の仲介を依頼
- ⑤ 民間人材派遣会社に派遣依頼
 - ※条件次第で派遣が可能であるとする会社もあるが、派遣までには調整期間を要するため、即時対応は困難
 - ※派遣期間終了後2週間の自宅待機を求めてくるケースあり。その場合は、期間終了後2週間分の人件費も負担が必要となる。
- ⑥ 外部の介護等サービスを利用
 - ※対応できるのは特養の一部程度に限られる。

2 給食の確保

調理業務従事者が感染した場合（濃厚接触者となった場合も同様）、利用者の食事提供が困難となります。（別紙参考：北総育成園の事例参照）

また、高齢者の施設の場合、嚥下食（刻みやソフト、ムース食）の方が多く、一般的な弁当では対応できないため、給食の確保が必要となるほか、経口摂取を維持するためのケアの中断による、状況悪化にも注意が必要です。

- ① 近隣の同業種事業所や病院と連携し、非常時の相互協力体制を構築
- ② 同業種団体に協力依頼
- ③ （業務委託している場合は）代行保証について、契約どおり保証業者に履行してもらえるかどうかを確認
- ④ （直営の場合）ノロウイルス等感染症に対する非常時における対応マニュアルが機能するのを確認

- ⑤ 非常時に備え3日分程度の非常食を備蓄するとともに、予備の食材調達ルートを確認（予備ルートが少ない島嶼部等は特に留意すること）
- ⑥ 配食サービス業者への協力依頼

3 医療の確保

感染者は入院等となりますが、濃厚接触者となり施設に留まった利用者等への医療が滞るケースがあります。

- ① 系列の医療機関又は協力医療機関、主治医による訪問診療、往診、入院等の医療提供体制を確認
- ② 医師会等に協力依頼
 - ※①②について医療提供体制の確立が困難な場合は、保険者へ相談
- ③ 施設の「病院化」（感染者が多く、利用者が入院できない場合）
 - ※（別紙参考）北総育成園の事例参照

4 衛生資材の確保

濃厚接触者となった利用者へのサービス提供時には、使い捨て手袋とマスクを着用するほか、糞便など体液・汚物の処理や痰の吸引等の飛沫感染のリスクが高い状況では、フェイスシールドや使い捨てエプロン等を着用します。（サービス提供時の詳細な留意点については、令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（以下、4/7厚労省事務連絡という）参照）

- ① フェイスシールド、使い捨てエプロン等の確保（特に応援職員への提供は必須）
- ② 施設単独での確保が困難な場合は、県や市町と連携する

5 その他サービスの確保

感染性廃棄物の処理に苦慮するケースがあるほか、風評被害により、リネン等の洗濯業者や新聞配達等の外部サービスを断られるケースがあります。

- ① 契約の中に、感染発生時の対応についての条項を設けているかを確認
- ② 必要に応じ、契約内容を変更
 - ※契約自体を締結していない場合は、上記の内容を確認し契約を締結

6 風評被害やマスコミへの対応

本来あってはならないことですが、施設内に感染者が出たことで、不当に施設や職員への誹謗中傷が行われるケースがあります。職員のモチベーションの低下に対するケアが不可欠です。

また、特に集団感染に拡大した場合は、マスコミからの取材に対応を要する

ケースがあります。

- ① マスコミ対応担当者を選定
- ② 誹謗中傷への配慮の呼びかけを自事業所のHP等に掲載するとともに、加入する事業者団体や行政、マスコミ等へ同様のアナウンスを依頼
- ③ 職員に対する精神的なサポート体制を構築
※愛媛県では、新型コロナウイルス感染拡大による心のケアが必要な方を対象に、「こころのホットライン」を開設しています。対策や支援に関わる施設職員の方も対象となります。

0120-612-155（9時～21時）

専門の相談員が電話対応 プライバシー厳守

Ⅱ 感染予防とリスク分散

1 感染症予防策の徹底

何よりもウイルスを施設に持ち込まないことが最も肝要です。次の内容を職員等に周知徹底してください。

- ① 体調管理の徹底、出勤前の検温指示
(発熱等感染が疑われる症状がある場合は出勤させない)
- ② 手洗い(手指の消毒)やマスクの着用、換気等の感染症予防策の徹底
- ③ 原則として面会を制限する
- ④ 外部委託業者の納品場所を限定する
- ⑤ 県外訪問や不要不急の外出を避けるよう周知する(県外訪問の場合は事前に報告)
- ⑥ やむを得ず外出する場合は、いわゆる3密を避けるよう周知する
- ⑦ 職員の同居家族の県外訪問歴等を把握する
- ⑧ (体調不良や県外訪問歴等を)職員が報告しやすい職場環境づくり
※詳細な感染予防については、次の通知を参照
・4/7 厚労省事務連絡
・令和2年4月15日付け愛媛県保健福祉部事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止の徹底について(第6報)」

2 リスク分散

施設内に感染者又は濃厚接触者が発生した場合に、職員全員が濃厚接触者と特定され、サービスの提供が滞ることがないようにするためにも、日頃から感染症流行時に備え、感染症拡大防止策の徹底が肝要です。

(以下は、リスク分散を見据えた職員間の感染症拡大防止策の一例)

- ① 利用者ごとに担当職員を固定
- ② ユニット・フロアごとに担当職員を固定

- ③ 事務所・控室・職員ロッカー・更衣室等を複数用意
- ④ 接触する職員及び時間が極力少なくなるよう、シフトを固定
- ⑤ 休憩時間（特に食事休憩）をずらす
- ⑥ 宿直室・仮眠スペースを定期的に消毒
- ⑦ 面会等があった場合は、日時や対応者等の詳細な訪問記録を作成
- ⑧ ミーティングや休憩、引継時の感染症対策を徹底
 - ・可能な限り、適切な距離（1.5m以上）を置く
 - ・マスク着用、換気、手指・接触箇所の消毒、直接の接触を避ける
 - ・ミーティングは最小限の時間（10分以内）で切り上げる

このほかにも様々なリスク分散の取組を行っている事業所がありますので、同業種団体や事業所間で情報共有してください。

(参考) 濃厚接触者とは

発症の2日前から、

- 1メートル程度の距離で感染予防策（※）なしに15分以上接触した者
- 同居又は長時間接触した者
- 感染防止策なしで診察・看護・介護を行った者
- 体液に直接接触した可能性が高い者

(※) 感染予防策とは

- 飛沫感染予防：感染者が適切にマスクを着用していること
 - 接触感染予防：感染者が面会前に適切に手指消毒が行われていること
- （「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」及びQ&A参照）

Ⅲ 感染者発生時への備え

1 マニュアルの作成

感染者や感染が疑われる者が発生した場合、濃厚接触者が特定された場合等に、どのような行動をとるべきか事前に想定し行動計画やBCPを作成しておくことが有効です。

2 最低限必要なサービスの確認

感染者が発生した場合においても、サービスを継続するためには、利用者ごとのサービス計画等に基づき、必要なサービスの量や内容を予め把握し、そのために最低限必要な職員数や業務内容を想定しておく必要があります。

職員が濃厚接触者として健康観察期間中は自宅待機となり、最低限必要な職員数を確保できない場合は、早急に応援職員の派遣を要請する必要があります。

3 衛生資材の備蓄

日常使用するマスクや消毒用アルコールのほか、消毒に使用する次亜塩素酸ナトリウム（ハイター）や、濃厚接触者等にサービスを提供する際に必要な資材（ガウン、ゴーグル、手袋、キャップ等）についても、一定数量を備蓄しておくことが望ましいのですが、現在、調達が困難です。

県福祉担当課及び各地方局地域福祉課でも一定数量を備蓄するよう手配していますので、濃厚接触者が発生した施設におけるサービス継続のための資材が不足する場合は、御相談ください。

（県福祉担当課及び各地方局地域福祉課における令和2年5月1日現在の備蓄状況）

備蓄あり：サージカルマスク、アルコール綿、消毒用アルコール

若干備蓄あり：使い捨て手袋、フェイスガード

手配中：プラスチックガウン、キャップ

(参考) 感染者が発生した場合の対応

保健所の指示に従い、協力医療機関に相談の上、以下の取組を徹底。

① 情報共有・報告

- ・感染者が発生した場合は、施設長へ報告し、施設内で情報共有する。
- ・指定権者への報告。
- ・利用者の家族等に報告。

② 消毒・清掃

- ・利用者の場合、居室及び共用スペース。
- ・職員の場合、勤務箇所（事務室、控室、担当利用者の居室等）、移動箇所（エレベーター、廊下等）、共用スペース等（全館消毒が望ましい）。
- ・消毒及び清掃方法については、4/7 厚労省事務連絡参照。

③ 積極的疫学調査への協力

- ・保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力。
- ・シフト表や利用者へのケア記録、面会者の情報等を提供。

④ 感染者への対応

・職員の場合

原則入院。軽症者や無症状者で医師が入院の必要ないと判断した場合は、宿泊施設（※）に移動。

・利用者の場合

高齢者及び基礎疾患のある方は原則入院。それ以外の方は、症状等によって自治体の判断による。

（※）高齢者や基礎疾患のある方、妊婦等は、宿泊施設での受入不可。

⑤ 濃厚接触者等への対応

・職員の場合

14日間自宅待機し、健康観察。復帰時期については、保健所の指示に従う。

・利用者の場合

原則個室へ移動。個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室。

感染症対策を万全とした上で、ケアを継続。

詳細な留意点等については、4/7 厚労省事務連絡参照。

(別紙参考) 北総育成園の事例

【施設の概要】

設置主体：船橋市

施設の種類：障害者支援施設（知的障害者の入所施設）

指定管理者：社会福祉法人さざんか会

入所者数：70人（20代～80代の知的障がい者） 職員数：67人

○施設の病院化

- ・入所者70人中51人が感染し、受け入れ先が無い場合、重症者3名のみ搬送。
- ・知的障害の特性から慣れた場所でなければ不安定になる人も多いことから、大半の感染者と入所者は施設内にとどめ、治療することとした。

○職員の確保に苦慮（67人中40人が感染）

- ・感染した職員は全員入院。
- ・法人内の別施設や施設設置者の船橋市職員計5～6名の応援でしのいだ。
- ・他の法人、施設からの応援は断られている。

○育成園での応援体制

- ・集団感染が発生した翌日には、千葉県から医師が派遣されている。
- ・その後も医師に加えて看護師や国のクラスター対策班、県職員が派遣され、現地対策本部が設置された。
- ・通常の介護のほか、感染者のための施設内での医療の提供が必要であり、協力体制を構築。
- ・感染せずに介護に当たっている職員や応援に来てくれる職員に対して、船橋市がマスク、ゴーグル、防護服等の衛生資材を提供した。
- ・応援の医療チームから、介護にあたる職員に対し感染症対策の指導を行った。
- ・対策本部が設置された体育館をグリーンゾーン（消毒済）、ウイルスが飛散しやすい居住地区をレッドゾーンに設定し、レッドゾーンは防護服を着た職員や医療チーム以外は立ち入り禁止とした。

○関連団体の協力

- ・調理員の感染が多く、たちまち食事の提供に支障が生じたが、千葉県知的障害者福祉協会加盟の近隣の5施設から、昼夜の弁当が支給された。

○その他

- ・衛生資材の不足が顕著。ガウンが無い場合ゴミ袋をガムテープで止めて代用。
- ・ごみ（感染性廃棄物）処理にも苦慮。